

新旧対照表

建設関連業務委託最低制限価格の設定基準

改正後	改正前
<p>1 対象業務委託            予定金額が、50万円を超える建設関連業務委託のうち、<u>測量、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及び電算帳票作成業務</u>とする。ただし、特殊な技術を要する業務委託、特別な事情等があると認められる場合を除くものとする。</p> <p>2 最低制限価格の設定</p> <p>(1) 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書、仕様書等に基づき算定するものとし、次の各号に定める業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎となった経費の合計額（1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額）に10分の<u>8.1</u>を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の<u>8.1</u>（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）を、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）を乗じ、1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た額とする。いずれの場合においても、1万円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てて得た額に消費税及び地方消費税相当額を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 測量業務</p> <p>① 直接測量費の額</p> <p>② 測量調査費の額</p> <p>③ 諸経費の額に10分の<u>5</u>を乗じて得た額</p> <p>(3) 土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合）</p> <p>① 直接人件費の額</p> <p>② 直接経費の額</p> <p>③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>④ 一般管理費等の額に10分の<u>5</u>を乗じて得た額</p> <p>(4) 建築関係の建設コンサルタント業務</p> <p>① 直接人件費の額</p>	<p>1 対象業務委託            予定金額が、50万円を超える建設関連業務委託のうち、<u>測量、建築関係の建設コンサルタント業務委託及び土木関係の建設コンサルタント業務委託</u>とする。ただし、特殊な技術を要する業務委託、特別な事情等があると認められる場合を除くものとする。</p> <p>2 最低制限価格の設定</p> <p>(1) 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書、仕様書等に基づき算定するものとし、次の各号に定める業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎となった経費の合計額（1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額）に10分の<u>8</u>を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の<u>8</u>（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）を、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）を乗じ、1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た額とする。いずれの場合においても、1万円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てて得た額に消費税及び地方消費税相当額を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 測量業務</p> <p>① 直接測量費の額</p> <p>② 測量調査費の額</p> <p>③ 諸経費の額に10分の<u>4.8</u>を乗じて得た額</p> <p>(3) 土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合）</p> <p>① 直接人件費の額</p> <p>② 直接経費の額</p> <p>③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>④ 一般管理費等の額に10分の<u>4.8</u>を乗じて得た額</p> <p>(4) 建築関係の建設コンサルタント業務</p> <p>① 直接人件費の額</p> <p>② 特別経費の額</p>

<p>② 特別経費の額</p> <p>③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額</p> <p>④ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額</p> <p>(5) 地質調査業務</p> <p>① 直接調査費の額</p> <p>② 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>④ 諸経費の額に10分の<u>5</u>を乗じて得た額</p> <p>(6) 補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合）</p> <p>① 直接人件費の額</p> <p>② 直接経費の額</p> <p>③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>④ 一般管理費等の額に10分の<u>5</u>を乗じて得た額</p> <p>(7) 電算帳票業務委託は、作業価格計に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(8) 複数の業務の種類を一の契約として発注する場合は、業務区分ごとの最低制限価格を算出し、それらを合計した額とする。</p> <p>3 特別な業務等で、前項の規定により難しいものについては、同項に定める算定方法にかかわらず、契約ごとに10分の<u>8.1</u>（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）から10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。</p> <p>4 事務手続</p> <p>(1) 最低制限価格の確定</p> <p>入札執行者は、対象業務委託に係る請負契約を競争入札に付する場合は、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により最低制限価格を算出し、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格〇〇〇円」と記載し、さらに当該最低制限価格から消費税及び地方消費税を除いた金額を「入札書比較価格〇〇〇円」と記載する。</p> <p>(2) 対象業者への周知</p> <p>入札執行者は、公告（指名通知）の際、入札心得の条文を熟読することを入札参加者に促すとともに、入札執行の際下記の点を周知し、問題が発生しないように配慮する。</p> <p>① 地方自治法施行令第167条の10第2項の適用であること。</p> <p>② 設定した最低制限価格を下回った入札を行った者は失格となること。</p>	<p>③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額</p> <p>④ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額</p> <p>(5) 地質調査業務</p> <p>① 直接調査費の額</p> <p>② 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>④ 諸経費の額に10分の<u>4.8</u>を乗じて得た額</p> <p>(6) 補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合）</p> <p>① 直接人件費の額</p> <p>② 直接経費の額</p> <p>③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>④ 一般管理費等の額に10分の<u>4.5</u>を乗じて得た額</p> <p>(7) 電算帳票業務委託は、作業価格計に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(8) 複数の業務の種類を一の契約として発注する場合は、業務区分ごとの最低制限価格を算出し、それらを合計した額とする。</p> <p>3 特別な業務等で、前項の規定により難しいものについては、同項に定める算定方法にかかわらず、契約ごとに10分の<u>8</u>（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）から10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。</p> <p>4 事務手続</p> <p>(1) 最低制限価格の確定</p> <p>入札執行者は、対象業務委託に係る請負契約を競争入札に付する場合は、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により最低制限価格を算出し、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格〇〇〇円」と記載し、さらに当該最低制限価格から消費税及び地方消費税を除いた金額を「入札書比較価格〇〇〇円」と記載する。</p> <p>(2) 対象業者への周知</p> <p>入札執行者は、公告（指名通知）の際、入札心得の条文を熟読することを入札参加者に促すとともに、入札執行の際下記の点を周知し、問題が発生しないように配慮する。</p> <p>① 地方自治法施行令第167条の10第2項の適用であること。</p> <p>② 設定した最低制限価格を下回った入札を行った者は失格となること。</p>
---	---

附 則  
この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則  
この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則  
この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則  
この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則  
この基準は、平成31年1月18日から施行する。

附 則  
この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則  
この基準は、令和2年5月1日から施行する。

附 則  
この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則  
この基準は、令和6年6月1日から施行する。

附 則  
この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則  
この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則  
この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則  
この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則  
この基準は、平成31年1月18日から施行する。

附 則  
この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則  
この基準は、令和2年5月1日から施行する。

附 則  
この基準は、令和3年4月1日から施行する。